

長野平青学園 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき工業分野・商業実務分野・医療分野及び文化・教養分野の専門課程を設置し、高等学校における教育の基礎の上に立って、情報処理・ビジネス及び医療分野に関する専門的な技術、技能及び知識を修得せしめ、更に外国人に対する日本語教育を行い地域社会の発展と保健医療の向上、わが国の国際化と日本文化を理解する国際を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本校は、前条の目的を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検評価を行う。

(名 称)

第3条 本校は、長野平青学園と称する。

(位 置)

第4条 本校は、下記の住所に次の学科を置く。

長野市アークス1番31号 ICTシステム・デザイン科、おもてなしビジネス科、医薬サポート科、
日本語科
長野市アークス1番24号 歯科衛生士科

第2章 課程、部科、学科、修業年限、収容定員及び教育課程

(課程、部科、学科、修業年限、収容定員)

第5条 本校の課程、部科、学科、修業年限及び収容定員は、次のとおりとする。

課 程	部 科	学 科	修業年限	収容定員			
				1年次	2年次	3年次	計
工業専門	昼間部	ICTシステム・デザイン科	2年～4年※	30人	30人		60人
商業実務専門	昼間部	おもてなし ビジネス科	2年～4年※	30人	30人		60人
	昼間部	医薬サポート科	2年～4年※	30人	30人		60人
医療専門	昼間部	歯科衛生士科	3年～6年※	30人	30人	30人	90人

※最長修業年限

<文化教養専門課程：日本語科>

第一部・第二部	コース	修業年限	収容定員	クラス数	備考
第一部	進学1. 5年	1年6ヶ月	40人	2クラス	10月生…40人
	進学2年	2年	20人	1クラス	4月生…20人
第二部	進学1. 5年	1年6ヶ月	20人	1クラス	10月生…20人
	進学2年	2年	40人	2クラス	4月生…40人
計			120人	6クラス	

(教育課程)

第6条 工業専門課程、商業実務専門課程、医療専門課程の教育課程は、単位制とし、それぞれ別表1、別表2、別表3とする。

- 2 文化教養課程日本語科の教育課程は、別表4とする。
- 3 科目等履修を希望する者は、別紙に必要事項を記入し、校長の許可を得る。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。ただし、日本語科進学
1. 5年コースにおいては、10月1日に始まり、翌々年3月31日に終る。

(学 期)

第8条 本校の学期は、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長が必要と認める場合は、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 夏季休業 7月20日から8月31日まで
7月下旬から8月中旬まで（日本語科）
- (4) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで
12月下旬から翌年1月上旬まで（日本語科）
- (5) 春季休業 3月12日から4月6日まで
3月下旬から4月上旬まで（日本語科）
- (6) その他校長が定める日

第4章 授業日時数、始業終業の時刻、教職員組織及び教務会議

(授業日時数)

第10条 授業日時数は、別表5のとおりとする。

(始業終業の時刻)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、校長が必要と認める場合は、この限りでない。

午前9時20分から午後4時30分までとする。

日本語科 午前部 午前9時20分から午後1時10分まで

午後部 午後1時40分から午後5時30分までとする。

(教職員組織)

第12条 本校に、次の教職員を置く。ただし、(4)は必要に応じて置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長（兼教務部長）
- (3) 教員
- (4) 助手
- (5) 事務職員
- (6) 学校医

2 歯科衛生士科については、学科長、教務主任1名、専任教員3名を置く。

3 日本語科については、教務主任1名、専任教員1名以上及び非常勤教員2名以上を置く。

4 校長は校務をつかさどり、所属教職員を指揮・監督する。

(教務会)

第13条 学校の円滑な運営のため、教務会議を置く。会議の運営については、別に定める。

2 教務会議は校長が主宰する。

第5章 入学、転入学、編入学、退学、休学、及び転科

(入学)

第14条 学生の入学は、毎学年の始めとする。ただし、日本語科については10月入学もある。

(入学資格)

第15条 本校の入学資格は、学校教育法第125条第3項に定めるとおり、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は文部科学大臣の定めるところにより、これに準ずる学力があると認められた者とする。日本語科においては150時間以上の日本語学習歴の証明書が必要である。

(入学願書)

第16条 入学志願者は、入学願書を校長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第17条 入学を希望する者は、これについて選考を行い、校長が入学を許可する。

なお、選考の区分は一般と推薦とする。

(入学の手続)

第18条 前条の規定により入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に所定の手続きをしなければならない。

(転入学、編入学)

第19条 本校への転入学、編入学を希望する者については、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考のうえ許可することができる。

2 転入学、編入学を希望する者は、転入学（編入学）願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学、休学、復学、転学、及び転科)

第20条 退学又は休学しようとする者は、退学（休学）願を校長に提出し、その許可を得なければならない。

2 休学期間は、1ヶ月以上2年以内とする。休学中は、別に定める在籍料を納入する。

3 休学している者で、復学しようとする者は、復学願を校長に提出し、その許可を得なければならない。

4 他の学校に転学しようとする者は、転学願を校長に提出し、その許可を得なければならない。

5 転科をしようとする者は、転科願を校長に提出しなければならない。校長は、特別な事由があり、かつ、転科後その課程に必要な単位を修得する見込があると認めるときに限りこれを許可するものとする。

第6章 学習評価、課程修了の認定及び卒業

(成績評価)

第21条 授業科目の成績評価・修得単位認定は、試験・履修状況・実習の成果等を総合し、学年末あるいは各学期末に行う。成績の評価は、A、B、C、Dとし、Dは単位認定を行わない。（成績評価にともなう補習授業・再試験等の経費については、別に定める規定による。）

(課程修了の認定)

第22条 課程修了の認定は、第21条に定める授業科目の成績評価・修得単位（65単位以上、歯科衛生士科は136単位）に基づいて、校長がこれを行う。

(卒業証書及び称号の授与)

第23条 第21・22条の規定により本校所定の課程を修了したと認める場合は、校長が卒業証書を授与する。併せて修業年限2年あるいは3年以上の修了者で、学習時間が規定時間以上で、修得単位が65単位以上の場合（歯科衛生士科は136単位）は、専門士の称号を授与する。ただし、日本語科を除くこととする。

第7章 入学選考料、授業料、入学金及びその他の費用徴収

(入学選考料)

第24条 20,000円とする。ただし、科目等履修生は、5,000円とする。

(授業料)

第25条 本校の各学科の授業料は、次のとおりとする。

課程	学科	授業料
工業専門	ICTシステム・デザイン科	620,000円(年額)
商業実務専門	おもてなしビジネス科	590,000円(年額)
	医薬サポート科	590,000円(年額)
医療専門	歯科衛生士科	620,000円(年額)

2 補習授業・再試験等に関わる費用は、別に定める規定による。

3 科目等履修生は、1単位につき20,000円とする。

4 日本語科については、別途定める規定による。

(入学金)

第26条 入学を許可された者は、入学金を納付しなければならない。

2 入学金額は、次のとおりとする。

課程	学科	入 学 金
工業専門	ICTシステム・デザイン科	150, 000円
商業実務専門	おもてなしビジネス科	150, 000円
	医薬サポート科	150, 000円
医療専門	歯科衛生士科	150, 000円

3 科目等履修生は、徴収しない。

4 日本語科については、別途定める規定による。

(その他の費用)

第27条 学生は、施設設備費（校具及び教具等の保持管理料）及び維持費（校舎等の維持管費）を納付しなければならない。

2 施設設備費維持費は、次のとおりとする。

課程	学科	施設設備維持費(年額)
工業専門	ICTシステム・デザイン科	150, 000円
商業実務専門	おもてなしビジネス科	120, 000円
	医薬サポート科	120, 000円
医療専門	歯科衛生士科	150, 000円

3 学則に定められた納付金以外は徴収しない。ただし、教育上必要な実費費用は別途徴収する。

4 日本語科については、別途定める規定による。

5 科目等履修生は、徴収しない。

(既納分の処置)

第28条 納入した授業料、入学金等は、返還しない。ただし、校長が特別な理由があると認める場合は、別に定める規定により、返還する。

第8章 委員会の設置

(教育課程編成委員会)

第29条 本学、教育課程編成委員会規程に基づき設置する。また、校内に教育課程編成運営委員会を設置する。

(学校関係者評価及び学校自己評価委員会)

第30条 本学、学校関係者評価及び学校自己点検評価規程に基づき設置する。なお、学外委員は本学学校評議員が兼ねる。また、従来の編成会議の名称を、学校関係者評価・学校評価運営委員会とする。

第9章 賞 罰

(表 彰)

第31条 校長は、学業、人物その他について優秀な学生を表彰することができる。

(懲 戒)

第32条 校長は、教育上必要があると認める場合は、学生に懲戒を行うことができる。

2 前項に規定する懲戒は、訓戒、停学及び退学とする。

3 学生が次の各号の一に該当する場合は、前項に規定する退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(5) 授業料等の未納が長期にわたってある者

第10章 健康診断

(健康診断)

第33条 教職員及び学生の健康診断は、校長が別に定めるところにより、これを実施する。

第11章 科目等履修生

(受け入れ等)

第34条 第6条3項、第24条、第25条3項、第26条3項、第27条5項により、科目等履修生の受け入れを行う。詳細は、別に定める。

第12章 別科

(別科)

第35条 本校は第5条に規定する専門課程のほかに別科を設置する。

(社会人教育)

第36条 生涯教育の振興に資するため、別科に社会人教育講座を設けるものとする。

2 前項の実施に必要な事項は、校長が別に定める。

第13章 附 則

(施行細則)

第37条 この学則の施行に必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 この学則は、平成 4年12月 8日から施行する。

この学則は、平成14年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成17年 6月 3日から施行する。

この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成22年10月 1日から施行する。

この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成28年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。